

令和6年度第1回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和6年7月22日(月)10時~12時 日野市役所本庁舎1階 101会議室
出席委員	委員長 藤村 和正(明星大学建築学部教授) 委員 藤澤 整(弁護士 シャローム法律事務所) 委員 蝦名 潤(税理士 蝦名・加瀬会計事務所)
◆議事次第	
1. 開会	
2. 審議事項	
(1) 対象案件の概要及び対象案件一覧について	
(2) 抽出案件(審議事項)について	
(3) 最低制限価格の算出方法の見直しについて	
3. その他	
4. 閉会	
4. 審議事項	
(1) 対象案件の概要について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の対象は、令和6年1月1日から令和6年6月30日までに締結した契約。 ・ トータルの件数としては、1,145件、昨年と比較し88件の増加。 ・ 主な増加要因は以下のような状況であった。 修繕：学校関係、生活保健センターの修繕が増加。 委託：物価高騰支援給付金関係などで増加。 賃貸借：バス借上げの不調に伴う契約の分割により本数の増加。 備品：選挙及び子ども包括支援センター関係の増加。 ・ 件数は増加したが、特命随意契約や落札率は、昨年とほぼ変わらない内容であった。
(2) 抽出案件(審議事項)について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校プール民間委託事業バス借上(七生緑小学校) (競争見積合せを実施したが不調となったため、日程を5つに分けて配車可能な事業者5者と特命随意契約2号で契約締結したもの。) 	
委員	・ 特命随意契約をするにはどのような条件があるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2に定められている。 その事業者でしか履行ができないものであることや、市民の生命や財産の危機につながるほどの緊急性のあるもの、また主に工事において本体工事と密接に関連する付帯するものにおいて特命随意契約ができるとされている。
委員	・ なぜ、外部のプールまで行って授業を行っているのか。
事務局	・ 学校プールの維持管理に係る手間や費用等を考慮して、民間プールを活用して授業を行う方針としているため。

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校によってエリアを分け、稼働している他校のプールを使用したり、民間プールを使用して授業を行っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応について、どのように考えているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為として前年度に予算を計上したうえで入札を行い、早めにバスを確保することを検討している。 ・バス借上げの入札においては、不調となるリスクを下げられるよう運用の範囲内で独自のルールを設定することも検討している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・日程を一日単位で分けて入札を行うことが難しい場合、例えば曜日ごとに分ける等して入札をするのも有効ではないか。
<p>(2) 抽出案件（審議事項）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通教室天井ほか修繕（七生中） <p>（指名競争入札で落札者が決定したのち、落札事業者より仕様書の誤認識により契約辞退の申し出があり、再度入札を執行したものの。）</p>	
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による誤認識を防ぐよう仕様書は、フォントを大きくしたり、色を付けたたりすることはできるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上そういった対応はできない。 ・本件は予算主管課で作成した仕様書で入札を執行したため、内訳書等の添付はなかった。数量についての記載は、仕様書のみであった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者はどのように間違いに気付いたのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・おそらく、入札結果を確認し、他者の応札額を見たところ間違いに気付いたのではないかと考えられる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のように誤認識されるケースは他にもあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・多いものではないが、直近では何件か発生している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の書き方について、事業者に誤認されないよう主管課でも気を付けてもらえればと思う。
<p>(3) 最低制限価格の算出方法の見直しについて</p>	
事務局	<p>〈最低制限価格の算出方法について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の算定基準が古いことから、国土交通省からも見直しの要請があった。そのため最低制限価格の算出方法の見直しを考えている。 ・現状、中央公契連平成25年5月モデルを準拠しているが、令和4年4月モデルへ移行を検討している。 <p>（現状の算定式） 直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55 予定価格の8.0/10~9.0/10</p> <p>（令和4年4月モデル） 直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68 予定価格の7.5/10~9.2/10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、最低制限価格の設定範囲については、8.0/10から9.2/10としたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンピング防止や下請け及び孫請け事業者へのしわ寄せを回避するため、最低制限価格の見直しを行うということか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 中央公契連モデルが見直しされる背景には、労務費や物価の高騰等があるため、時代に合わせて日野市の最低制限価格も見直しを行うこととした。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格の範囲については現行のままということは、算定式は日野市モデルという認識か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> その通りです。
委員	<ul style="list-style-type: none"> この見直しを行うことによる予想される影響はあるのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 予算は積算した予定価格でっており、契約は最低制限価格と予定価格の範囲内で行うため、最低制限価格が上昇しても大きな影響はないと考えている。ただし、契約差金はこれまでより少なくなると予想され、決算に影響を及ぼす可能性はある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省からの要請に則って行うものであり、変更することに問題はないと考える。